

# 九条の会ニュース

No.15 2006年9月

人の心の中に  
平和のとりでを  
(ユネスコ憲章より)

発行：「九条の会・きしわだ」  
事務局 岸和田市教職員組合内  
岸和田市沼町25-15  
電話 422-4876 Fax. 423-3171

\*「九条の会・きしわだ」ニュースへの  
投稿をお待ちしています。

## 夢・希望もって 生きられる子どもに

昨年8月に発行された岩波ブックレット「憲法を変えて戦争に行こう」という世の中にしないための18人の「発言」のなかで、黒柳徹子さんは、次のように発言しています。

私は、毎年、ユニセフ親善大使として、子どもたちが、もつとも緊急に助けを必要としている国を訪ねています。その多くが武力紛争によって荒廃した国で、子どもたちはみな、大きな犠牲をしいられています。

モザンビーク、アンゴラ、ベトナム、カンボジア、イラク、エチオピア、スリランカ、ルワンダ、ウガンダ、ボスニア、ヘルツェゴビナ、コソボ、リベリア、シエラレオネ、ソマリア、アフガニスタンなど。

内戦の最中に外国人ジャーナリストから「将来の夢は」と尋ねられたエチオピアの少女は、「生きていること」と答えました。

それから数年後、生きながらえ、空

## 子どもの原点が憲法を願う

黒柳徹子  
の発言より

港で私を出迎えてくれたこの少女は「お医者さんになりたい」と、夢を話してくれました。内戦が終わって、子どもたちが夢や希望について考えることができるようになつていてのを知り、とても勇気づけられました。

子どもたちは戦争に苦しめられることなく、夢や希望をもつて生きることができないからならない—それは世界共通の思いです。戦争を子どもの時、体験した私にとって、絶対に伝えていきたいことなのです。

憲法9条は、私たちのそのような思とそれを具体化するための規定です。子どもの幸せを願う心の原点に、憲法9条の大切さを考えることこそが必要なことなのです。

## 憲法と教育基本法

日本国憲法は前文の冒頭に「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と国民の決意を書き込みました。

これを受けて、憲法第九条で、戦争の放棄、戦力の不保持、国際の交戦権の否認を世界に宣言しました。

そして、教育基本法の前文で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、・・・世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。・・・真理と平和を希求する・・・」と、教育

第一条で、教育の目的を「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきである。」としています。

子どもたちの発達の可能性を最大限に保障する、一人ひとりの個性と能力を全面的に花ひらかせ、人間らしく成長するための教育が、教育基本法のめざすものです。

教育基本法改定案前文は、「我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」「真理と正義を希求し・・・などが削除されています。

また、教育の目標として、「國

を愛する態度」など「こころの問題」を法律で決め、その目標を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目指として行わなければならぬ」と決めています。

憲法九条改定案は、「戦争放棄」を「安全保障」として、国際社会への貢献を「安全保証」としています。そして第2項で「自衛隊」を「自衛軍」とし、「国際社会への貢献」ということで海外で戦争ができる体制をつくろうとしています。

改定案第一〇条は、教育は、

民全体に対し直接に責任を追つて行われるべきものである。

行政はいくらでも教育の中身に介入でき、まったく歯止めがな

くなくなってしまうことが国会審議

で明らかになりました。

教育基本法改定に熱心なある

国会議員は、その目的を「お国

のために命を投げ出してかまわ

ない日本人をつくる。・・・これに

尽きる」といつています。

教育基本法の改定と、憲法九条の改定は一体のものです。

「憲法・教育基本法を守り、生かす岸和田共同センター」は、労働組合など十九団体の参加でつくられています。署名、宣伝、学習会、行事などに取り組み、各団体の活動を協力してから、駅頭宣伝を行っています。八月二七日には、天神山町で署名のお願いに回りました。

衆議院議長・参議院議長あての請願署名一一九万筆（みなさまにご協力いただいたて集めた岸和田の署名数は五五三三筆）は、先の国会で否決されました。

新たに署名を集めて、国会に提出していきましょう。

■ 請願  
「九条を  
は守つてください

事務局だより

◆ニュースの発行が遅れました。「暑いあつい」と言っておられないのですが。「九条の会」アビールの賛同者は、二〇〇〇名になりました。（八月二十日現在）賛同者をもつともっと広げ、あらたに署名を集めましょう。

秋の国会には、教育基本法改定、憲法改定のための国民投票法案が審議されます。岸和田共同センターから、広告アビール募金（同封）協力の要請がありました。いろいろとたいへんですが、よろしくお願ひします。